南山大学大学院入学試験問題集

法務研究科

2025年度



目 次

| ≪小論文≫ | |
|----------|----|
| | 1 |
| ≪法律科目試験≫ | |
| 民法 | 7 |
| 憲法 | 12 |
| 商法 | 15 |
| 刑法 | 18 |

2025年度南山大学大学院 法務研究科 法務専攻(2025年4月入学) <専門職学位課程>入学試験 A日程

(2024年7月7日実施)

試験科目:小論文

配点:150点

問題 以下は、ドイツ連邦共和国の日刊紙ターゲスシュピーゲル (Tagesspiegel) の 2023 年 6 月 15 日付ネット配信記事である。この記事を末尾の《参考》を参照しながら読んで、[設問1] および [設問2] に答え

なさい。

(問題紙)

2019年の欧州議会選挙で、極右の小政党「ドイツ国家民主党」(NPD) は議論の余地のあるスローガンのポ スターを掲示していた。[ポスターには] 移民による殺人事件が起こったとされる地名をリストに挙げて、「移 民が殺人を犯している」とあった。さらに、それと並んで「侵略をやめよ」「今、抵抗を」といった要求が掲 げられていた。その結果、この政党が処罰の対象となる民衆扇動罪に問われる訴訟がいくつも提起されていた のである。[行政事件の最上級裁判所である] 連邦行政裁判所第6部は――裁判所によるプレスリリースがな かったために世間の注目をほとんど集めなかったが――すでに 4 月末に、このスローガンは許されるもので あると判示し、処罰の対象とならないとした。火曜日に閲覧に付された判決理由も注目に値する。判決理由の 中で、裁判所は、政治的な意見が戦わされる場面、まさに選挙戦の場面では、批判が「侮辱的」な言い方にな っているにせよ、「極端に先鋭的な、論争を挑むような形で、批判を表明する」権利を強調している。自由民 主主義にあっては、「言論の自由に有利な推定」があり、言葉がどのように寄与するかに争いのある場合の解 釈にあたっては、「おおらかな」手続を行わなければならない、というのである。この訴訟の背景にあるのは、 公の安全および秩序に反するとしてポスターを除去させたメンヒェングラートバッハ市の処分である。ドイツ 連邦内で暮らす移民が、「移民が殺人を犯している」と公言されることで侮辱を受けることが、刑法 130条の いう民衆扇動にあたると主張されたのである。[ドイツ連邦共和国の憲法にあたる] 基本法 5 条 1 項 1 文は、 とりわけ公の論争において、なかんずく政治的な意見が戦われる場面で、「極端に先鋭的な、論争を挑むよう な形で、批判を表明する」権利を保障している。

[第一審と第二審の] 裁判所はこの処分を有効であるとした。しかし、[違憲立法審査権を有する] 連邦憲法裁判所の過去の判例によれば、公の意見表明が民衆扇動として処罰の対象となりうるのは、処罰の対象とならない別の解釈の可能性がありえないときだけである。両裁判所は見たところ、この基準を守っている。しかし第二審のノルトライン・ヴェストファーレン上級行政裁判所は、この具体的な事件では、処罰される解釈しかないとの立論を行っていた。そのポスターは、ドイツ連邦内で暮らす移民のうち犯罪者にだけではなく、すべての移民に向けられている、というのである。連邦行政裁判所は、今回、こうした狭い捉え方を厳しく非難している。上級行政裁判所は、選挙戦というのは、「競合する政治的な数々の構想が、典型的に短く先鋭的な形で対立するものであり」、ポスターのメッセージはそこで表明されていたということに目を閉ざしており、例えばポスターが移民政策に対する批判に寄与するものだと、別の解釈で読む可能性があることを見えなくしている、というのである。[第一審と第二審の] いずれの判決でも、ポスターを解釈するにあたって、「ドイツ国家民主党」(NPD)の政党の綱要に依拠することが、特別な役割を演じている。ここで、上級行政裁判所は、その綱要に含まれている「ドイツ国家民主党」(NPD)の「人種差別的で」「人間を侮辱する」立場を引き合いに出してよい、とする意見であった。市民がそのポスターを考えなければならないとき、そうした立場を覚えているから、というのである。

2025年度南山大学大学院 法務研究科 法務専攻(2025年4月入学) <専門職学位課程>入学試験 A日程

配点:150点

(2024年7月7日実施)

試験科目:小論文

さて、連邦行政裁判所は明白にこうした意見を拒否している。「選挙ポスターを理解するのに基準となるのは、もっぱらポスターが表明していることであり、その背後にある政党の綱要といったものではない」。綱要を知っているからといって、受け手が単純に覚えているというわけではないというのである。連邦憲法裁判所は、「ドイツ国家民主党」(NPD)の選挙におけるスポット広告が処罰の対象となるかが問われる際に政党の綱要は考慮の外にあることを、明らかにしていた。ライプツィッヒ〔連邦行政裁判所〕の判決は基本的には憲法上の基準を強調しているが、しかしそれを適用するにあたっては、他の多くの裁判所よりも厳格である。つまり、「疑わしい場合は、表現の自由に有利に」というわけである。(以下略)

(出典: https://www.tagesspiegel.de/politik/im-zweifel-fur-die-meinungsfreiheit-warum-parteien-mit-hetze-werben-durfen-9979762.html) 記事の著者は Jost Müller-Neuhof 氏。なお出題にあたり、記事のタイトル、小見出しは省略したほか一部改変している。また、[] は出題者による補足である。

[設問1] この記事が扱っている問題につき、どのような論点が考えられるか、述べなさい。(300 字程度)

[設問2] [設問1]で解答した論点について、あなたの考えを述べなさい。(700字程度)

《参考》

民衆扇動罪:ドイツ刑法 130条は、特定の民族・宗教などの集団に対する憎悪をかき立て、暴力を扇動するような行為を罰する旨を定め、ヘイトスピーチ、ホロコーストの否定、ナチス支配の賛美などを禁止している。ドイツ連邦共和国基本法 5条1項1文:何人も、言語、文書および図画をもって、自己の意見を自由に表明し、流布させる権利、ならびに一般に入手できる情報源から、妨げられることなく知る権利を有する。

(この出題は法律学の知識を問うものではありませんので、法令、判例や学説に言及する必要はありません。 また特定の政治的立場を高くまたは低く評価するものでもありません。)

2025年度南山大学大学院 法務研究科 法務専攻 <専門職学位課程> 入学試験 B 日程

(2024年10月6日実施)

試験科目:小論文

配点:150点

(問題紙)

問題 以下の文章を読み、[設問1] および [設問2] に答えなさい。

2020年の箱根駅伝で大きな話題となったのが、ナイキのいわゆる「厚底シューズ」だったことは記憶に新しい。各区間で好タイムが続出しただけでなく、これまでアディダスを履いてきた青山学院大学の選手たちがナイキのシューズを履いて大会記録を更新し、総合優勝を飾ったことによって、このシューズはさらに注目を集めることになった。出場選手 210 人のうち 179 人がナイキを履いて走り、その割合は実に 84.3 パーセントに上った。選手たちから圧倒的な支持を得ているこの厚底シューズは、「ズーム X ヴェイパーフライネクスト%」という商品である。青山学院大学陸上部の原晋監督は、このシューズによって記録が伸びていることに関して「ノーコメント」としているが 競技力の人工的な強化の効果が出ていることは否定できないだろう。

スポーツ界に長く蔓延してきたドーピングや新しいテクノロジーによる身体の強化は、これまでも常に論争の的であり続けた。したがってシューズが記録を伸ばしたにすぎないことをいまさら批判しても意味はない。規律化や科学トレーニングによる強化を含め、スポーツする身体はそもそも「自然」なものではありえない。競争原理を過度に肥大化させてきたスポーツは、資本主義における企業や国家の競争と見分けがつかないほど、その力に飲み込まれている。事実、グローバル企業がもたらす「イノベーション」とスポーツ競技の変革、そしてスポーツする身体の人工的な強化は、なかば一体となって進行している。とはいえ、このナイキの「ヴェイパー」にはいくつか興味深い議論のポイントが潜んでもいる。なぜなら、このシューズはポスト・スポーツへの移行を実によく示す題材でもあるからだ。

第1のポイントは、黒人アフリカ人ランナーの「神話」に関するものである。長い間、ケニア人ランナーやエチオピア人ランナーのマラソンでの大活躍は、「高い身体能力」の発現として陸上界、スポーツ科学、スポーツメディア等で語られてきた。その圧倒的な能力には、DNAや筋肉の組成といった遺伝的・先天的な身体的要因や、高地での生活という環境要因が探られ、次第に「神話」と化していった。この神話は、先天的な要因に回収される身体的な人種差別と生活風土に回収される文化本質主義的な人種差別とを織り交ぜながら、「黒人アフリカ人一高い身体能力――マラソンに向いている」というある種のステレオタイプ化された普遍的な構図を構成してきた。だが医学や遺伝学、さまざまなスポーツ科学が解明できずに、ひたすら人種差別に結びつく神話を無批判に再生産してきた仕組みが、近年になって解体されはじめている。アフリカ人ランナーの速さの要因は、「走り方」「フォーム」といった「身体技法」に関わるものだったというのだ。

日本では… (中略) …いわゆる「フォアフット走法」によって、黒人アフリカ人ランナーたちの「走り方」や「フォーム」に注目が集まるようになった。多くのケニア人ランナーたちは、「踵 から着地して爪先で蹴っていく従来の走り方ではなく、短距離走者のように前傾姿勢を維持しながら爪先着地によって推進力を得ていることが明らかになってきたのである。この走法は、日々の厳しい練習の積み重ねのなかで後天的に身につけた身体技法であり、あくまで構築されたものなのである。だからといって、それが人種化の回路を完全に免れるものではない。「裸足で走っているからだ」「非整地を走っているからだ」といったように、何らかの要因を発見して、黒人性を本質化したい欲望は、専門家や解説者たちの思考を支配し続けている。だが実際に裸足で走るランナーはいないし、非整地を走るのはフォアフット走法を鍛え上げるための戦略的な工夫と考えても良いはずだ。さらに言えば、ケニア人のトップランナーたちは世界各地を拠点にトレーニングを重ねているのだから、非整地という環境に閉じ込められているわけではない。

実は、ナイキの「ヴェイパー」は、このケニア人ランナーの走法を人工的に再現するテクノロジーとして開発さ

2025年度南山大学大学院 法務研究科 法務専攻 <専門職学位課程> 入学試験 B 日程

(2024年10月6日実施)

試験科目:小論文

配点:150点

れたものでもある。数年前まで、トップランナーのみならず市民ランナーたちの世界においても、薄い靴底のシューズが流行していた。薄くて固いソールでアスファルトを強く蹴り上げる、つまりアスファルトの地面からの反発力を推進力に変えながら走ることが当たり前だった。それに対してナイキの「ヴェイパー」は、ソールにカーボンプレートを内蔵しており、その反発力を利用して推進力を得るという仕組みだ。カーボンと厚底によって路面からの衝撃が抑えられるために、疲労感が大きく軽減され、レースの終盤まで脚が維持できる。

2017年くらいまでの「ヴェイパー」は、接地時の跳ね上がる感覚によって走るということは実現していたが、靴底の接地面の「スイートスポット」が小さいという弱点を抱えていた。そのため、「ヴェイパー」の反発性を実現できるような走り方を身につける必要があった。この2年間で、「ヴェイパー」はトップアスリートだけでなく、多くの市民ランナーに愛用されるようになった。「ヴェイパーフライネクスト%」という新型シューズで、スイートスポットが広く設計され、以前のシューズよりもはるかに履きこなしやすくなるように改良されたからだ。

ここに第2のポイントがある。ケニア人ランナーの走り方をテクノロジーによって汎用性の高いものへと応用していくために、ナイキはビッグデータを活用している。いわゆる職人技によって各選手の足に適応するシューズをそれぞれオリジナルに作るのではなく、ナイキを履く世界各地のランナーたちの走り方に関するデータを徹底的に集積し、それを AI によって解析していく。つまりグローバルなデータから理想の走り方がはじき出される仕組みになっている。その結果、ケニア人ランナーのように、前傾して坂道を下るように前進していく走り方の具現化のために、理想のソールの角度やクッション性が開発されていく。このようにナイキは、集合知、いや「グローバルな身体知」をデータとして集積して、理想の走りを実現するテクノロジーへと落とし込んでいるのだ。… (中略) …

… (中略) …いまスポーツはデータ革命によって大きく変容している。競技のあり方、チームの戦術、競技を実践する身体までもが、データによって支配されはじめている。スポーツを実践する身体的な主体性は、もはや身体へクシス^(注1)のような型に宿ることなく、生成されるデータによってひたすら組み替えられ、変調を促す動因となる。スポーツする身体は、安定したアイデンティティや個体性を絶えず分解し、データとなって溶解していく。集積されたビッグデータは、データマイニング^(注2)によって何らかの価値を付与され、新たな身体を形作っていく。だが、その身体も次の瞬間にはデータとなっていく。… (中略) … 身体に宿る主体性は、もはやデータの利用者である選手や監督にはなく、さらにはデータ分析官や提供者にもない。ポスト・スポーツの主体は、絶えず生成され、集積され、分析される「データ」そのものなのである。

(出典:山本敦久『ポスト・スポーツの時代』、岩波書店、2020年、54~59頁。なお、出題にあたって、一部改変している。)

注1:身体ヘクシス:「無意識的な身のこなしや動作」(同書30頁)のこと。

注2:データマイニング:収集された大量のデータから意味のある知識や知見を得るための技術や分析手法のこと。

[設問1] 下線部にある「興味深い議論のポイント」についてまとめなさい。(300字程度)

[設問2] 仮に、一部の選手や監督から、「データ予測の道具にはなりたくない。データの収集およびその 利活用に関するルールを設けるべきではないか」とする意見が寄せられたとする。そのような意見 についてどう考えるか、論じなさい。(700 字程度)

(この問題は、法律学の知識を問うものではありませんので、法令、判例、学説等に言及する必要はありません。)

2025年度南山大学大学院 法務研究科 法務専攻(2025年4月入学) <専門職学位課程> 入学試験 C 日程

(2025年2月23日実施)

試験科目:小論文

配点:100点

(問題紙)

問題:以下の文章を読み、[設問1] および[設問2] に答えなさい。

法科大学院制度について、大学教員側からの不満?の1つとして、教育の負担が重くなり、研究時間が減少したといわれることがある。しかし、法科大学院発足前には精力的に研究発表を行った方が、発足後、授業の準備などに時間を取られ、研究活動が低調になったという例に接したことが少ないのは、老生の見聞の狭さによるものであろうか。もちろん、授業の持ちコマ数を別としても、双方向的授業が要請されたり、実務との架橋を意識した内容が求められることは、講壇から高邁な理論を開陳するという伝統的な研究者教員の姿勢に転換が求められ、少なくとも過渡期においては、負担増と感じられたことは理解できる。

しかし、実定法律学^{並 1)}の分野についていえば、それが実務の脊梁である以上、実務との架橋を意識すべきことは当然であり、追随する必要はないが、実務と無関係に外国法の法理を説いたり、現在の制度運用や将来の制度設計に影響を与えようとする指向性を欠いたままに、自己完結的な学説の論争を展開することは、慎むべきことと思われる。そして、学部であれ、法科大学院であれ、研究者教員の行うべき授業内容は、実務運用の基礎となる法文の趣旨や解釈規範たる判例の意義を明らかにしつつ、それに対する自己の評価と批判を展開する形となるはずであるから、教育と研究は密接不可分であり、あえていえば、「研究意欲を失った教員による授業は、魂の抜けた読経にとどまる」とまで言うのは、筆のすべりであろう。

ここでいう業績とは、公刊され、広く批判と評価の対象となる論文や体系書などを指している。「A 先生は書かれたものは少ないが、思索の内容は深い」とか「B 教授は寡作であるが、スゴイことを考えている」などの賛辞?に接すること少なくないが、しょせん〇〇村や△△町内のみで通用する、仲間内の評価に過ぎない。研究業績は、その内容が基本となるのはいうまでもないが、それを公表し、批判を受け、更に磨き上げる姿勢があってはじめて、社会に対する貢献としての意義が認められる。金剛石といえども、原石のままでは輝きを放たないのと同様である。もっとも、このようにいうと、「私は、そんな大それた目標を持っていませんから」という答えが聴こえるような気がする。しかし、資質と環境とに恵まれている者には、それにふさわしい責任感も必要ではなかろうか。

そして、研究者としての生涯の中で業績審査を受ける機会は、数度しかない。老書生が知る限り、准教授(助教授)または教授としての採用、あるいは助教(助手)から准教授、准教授から教授への昇任時ぐらいであろうか。特に、所属大学内での教授への昇任時の審査においては、対象者の恩師にあたる方が教授会構成員として在任していることもあり、業績が不足しているとの指摘に対しては、「これからは研究に精進し、業績を上げるように指導するので、宜しく御高配賜りたい」との弁明があり、それを諒として昇任が可決された例も古くはあったような覚えがある。

御本人に対しては、間違いなく、恩師よりその旨の申し渡しがなされたことであろうが、訓戒をえて、人が変わったように業績を上げた例に接した記憶が乏しいのが残念である。現在では、こうした美風(?)というべきか、弊風と呼ぶべきか、もはや絶えたと信じているが、現役を離れて久しいので、いかがであろうか。

日々、依頼者から厳しい評価の視線にさらされ、ときには懲戒申立てさえ受ける弁護士はもちろん、庁内での人事考課を受ける検察官も、また、10年の再任時期(憲法 80条1項)に職務遂行について評価を受ける裁判官と比較しても、研究者は、あまりに無風地帯にあり、学問の自由(憲法 23条)が「学問をしない自由」に化してはならないといっても、老人の繰り言と受け止められよう。

2025年度南山大学大学院 法務研究科 法務専攻(2025年4月入学) <専門職学位課程> 入学試験 C 日程

(2025年2月23日実施)

試験科目:小論文

<中略>

上記のことと関連するが、以前「ジュリスト」^{註2)} (有斐閣)には、新刊図書と論文について「批評と紹介」と題する書評欄があり(評者は匿名)、標題が示すように、内容の紹介にとどまらず、積極または消極の評価が付記されることが多かったと記憶する。

たとえば、ジュリスト 636 号 (1977 年) 156 頁には、「田岡良一・大津事件の再評価(有斐閣)」について、「一篇の爽快なドラマを読むような感すらあるが、何よりも深い検討ののちになされた論究は、広く関心を呼ぶに相違ないように思われる」との評がある。

またジュリスト 1125 号 (1997 年) 154 頁には、「矢部正秋・国境なき弁護士たち―知られざる国際弁護士の光と影 (産能大学出版部)」について、「著者が外国の弁護士と深い交際ができるのは、単に法律家としての能力が優れているからではなく、マルクス・アウレリウス帝のストア哲学を座右の書とする人間に対する深い洞察、それに裏打ちされた豊かな人間性によるのであろう。それが行間からおのずと伝わってくるところに本書の類書にない特色がある。若いときには、作家を志したことがあるというだけに、文芸書としても読むことができる好著である」と誌されている。

これに対し、ジュリスト 888 号 (1987年) 124 頁には、ある論文に関し、「日本語の論文を紹介している部分が冗長で不必要であり、・・・60 年以上前の論文が現代の法社会学に対して有する現代的意義に関しても、これを首肯しうるか疑問である」と、ジュリスト 914 号 (1988 年) 201 頁では、別の論文について、「論文自体が単なる言葉の操作に終始し、概念の空虚なもてあそびの感じを読者に与える」との厳しい批評が見られる。

しかし、調べた限りでは、ジュリスト 1125号 (1997年 12月 15日号) 以降、その欄を見ない。

<中略>

匿名の批評がどこまで踏み込むことを許されるかという問題はあろうが、一方で、徒に執筆者の名誉を傷つけることなく批判を加え、他方で、過褒にわたらない範囲で高い評価を与えることは、学会を活性化し、研究者の相互研鑽を促す効果を持つと信じているが、いかがであろうか。

(出典:伊藤眞『続々・千曲川の岸辺』(有斐閣、2022年)5~9頁)

*出題の関係上、一部を書き改めている。

配点:100点

- 註 1) 特定の社会で実効的に行われている法のことを実定法と呼び、制定法、慣習法などがその基本的形態である。そのような法を探究する法律学の学問領域のこと。
- 註 2) 有斐閣という出版社が刊行している法律専門雑誌。創刊は 1952年。

[設問1] 下線部のような表現を筆者が挙げている理由をまとめなさい。(300字程度)

[設間2] 筆者の考える法科大学院の大学教員像を踏まえた上で、大学教員を評価することについて、あなたの見解を述べなさい。(700 字程度)

(この問題は、法律学の知識を問うものではありませんので、法令、判例、学説等に言及する必要はありません。)

2025年度南山大学大学院 法務研究科 法務専攻(2025年4月入学) <専門職学位課程>入学試験 A日程

(2024年7月6日実施)

試験科目: 法律科目試験・民法

配点:200点

(問題紙)

以下のⅠおよびⅡに解答しなさい。

- *解答の順序は問わないが、大問番号 (IまたはⅡ) および設問番号を明記すること。
- *解答紙は、大問ごとに分けて用いること。

I 以下の文章を読んで、設問に答えなさい。

A 金融機関は、2024 年 2 月 2 日、B から、自宅を建てるための資金の一部として、850 万円の融資の申込みを受けたが、B の返済能力に不安があったため、連帯保証人を付けることを求めた。B は、親友である C の 父 D が資産家であったので、C に対して、短期間のうちに自己の責任で債務全額の処理をすることを誓って、D が連帯保証人になってくれることを懇請した。そこで、C は、D が連帯保証人としてその責任を問われることはないであろうとの期待のもとに、病気のために入院中であった D に相談することなく、親友である B の 頼みに応じることにした。

そして、C は、貸金額 850 万円、借主 B、弁済期 2024 年 4 月 20 日、遅延損害金年 2 割とする借用証書に、連帯保証人として D の名を記載し、自宅に保管されていた D の実印を勝手に持ち出して押捺し、D がこの B の貸金債務について連帯保証をする旨の契約(以下「本件連帯保証契約」という。)を、D の代理人と称して A との間で締結した。その際、A は、従来から取引のある D が入院中で病状が悪いことを知っていたが、C から D の印鑑証明書を交付されて、契約書類の印影に検討を加えたのみであった。

D は、本件連帯保証契約について知ることなく 2024 年 4 月 25 日に死亡し、同人の妻 E 及び C が、D の権利義務を各 2 分の 1 の割合で相続により承継した。その後、E は、C から本件連帯保証契約について打ち明けられ、寝耳に水のことと憤っている。

- [**設問**] 履行期になっても B からの貸金の返済が全くないことから、A は、C に対して、貸金の支払いを 求めた(遅延損害金は考慮しなくてもよい)。次の(1)および(2)のそれぞれの場合について、A の 請求の可否を検討しなさい。
 - (1) Dの相続人として、Cに対して貸金の支払いを求める場合。
 - (2) 無権代理人の責任を追及して、Cに対して貸金の支払いを求める場合。

Ⅱ 以下の文章を読んで、設間に答えなさい。

- (1) A は、1990年ごろより、不動産業を営む B 会社から甲建物を賃借して使用してきた。2020年2月1日、自らの住居として用いるために、A は、B から甲およびその敷地乙を、代金2200万円とし、同年4月30日までに支払うこと、所有権移転登記手続は代金完済と同時にすること、甲建物の賃貸借契約は代金完済まで継続させること、などの約定で買い受けた。
- (2) しかし、2020 年末になって、A は上記売買代金を支払えず、B と交渉した結果、売買代金の支払期限を2021 年 8 月 20 日に変更し、A は 2021 年 1 月以降の賃料を支払わない代わりに、同年度以降の固定資産税を

2025年度南山大学大学院 法務研究科 法務専攻(2025年4月入学) <専門職学位課程>入学試験 A 日程

(2024年7月6日実施)

試験科目:法律科目試験・民法

配点:200点

負担する旨が合意された。

- (3) A は、2021 年 8 月 20 日に売買代金を完済したが、賃料等の過払金が相当あり、これを固定資産税の支払に流用したいと申し出たが、B がこれに応じなかったので、A は B の催告にもかかわらず移転登記手続に協力せず、数年にわたり固定資産税を B に支払わせ続けた。
- (4) 2023年1月20日に、Aに対して不信感を抱いたBは、甲建物と乙敷地をCに売却し、同年3月24日、 その所有権移転登記を経由した。
- (5) 2023 年 3 月 24 日当時の甲建物と乙敷地の時価は、5800 万円であったが、その後、上昇しつづけており、2024 年 4 月頃、6500 万円になったのである。
- [**設問**] Aは、2024年4月22日、Bに対して、甲乙の移転登記手続の履行不能を理由に6500万円の損害 賠償を請求した。なお、甲乙の時価は現在上昇し続けている。Aの請求は認められるかについて、論じ なさい。

以上

2025年度南山大学大学院 法務研究科 法務専攻 <専門職学位課程> 入学試験 **B**日程

(2024年10月5日実施)

試験科目: 法律科目試験・民法

配点:200点

(問題紙)

以下のⅠおよびⅡに解答しなさい。

- *解答の順序は問わないが、大問番号 (IまたはⅡ) および設問番号を明記すること。
- *解答紙は、大問ごとに分けて用いること。

I 以下の文章を読んで、[設問 1] および [設問 2] に答えなさい。

Aは、2022年11月10日に死亡した。Aの相続人は、妻Xと、亡Aの母Yである。Aの遺産は、Aが独身時代に購入し、現在はYが一人暮らしをしているマンション一室(以下「甲不動産」という。評価額2500万円)と銀行預金500万円の合計3000万円である(負債は一切ない)。

Aは生前、自筆証書遺言(以下「本件遺言」という。)を作成しており、その内容は、「遺産をすべてYに与える」というものであった。本件遺言は、2023年2月9日に、甲不動産内でYがその存在に気づき、同日のうちに、Xにもその存在と内容が伝えられたが、Xはこの内容にひどくショックを受けていた。

Xは、本件遺言の有効性を争うつもりはなかったが、その内容に不満があったため、①2023年9月14日、「Aの遺産分割協議を行いたいと考えております」とYに電話で伝えた。しかし、Yは、Aの相続は本件遺言通りになされれば良いことであって、改めてXと遺産分割協議をする必要はないと考えて、「私は、Aの最期の意思を尊重したいだけです」とだけ答えた。その後、適正な手続を経て、甲不動産の登記はYに移転された。

そこで、②2023年10月28日、XはYに対し遺留分侵害額請求権を行使する旨の意思表示を記載した同日付の内容証明郵便(以下「本件内容証明郵便」という。)を送付したが、本件内容証明郵便はY不在のために配達されなかった。Yは、不在配達通知書の記載により、Xから本件内容証明郵便が送付されたことを知ったが、体調不良を理由に郵便局へ受領に赴かなかったため、本件内容証明郵便は留置期間の経過により、Xに返送された。

その後、2023年11月7日に、Yは、Xに対し、(a) 多忙のために本件内容証明郵便を受け取ることができない旨、および、(b) 上記①の電話で提案された遺産分割協議には参加するつもりはない旨を記載した書面を郵送した。また、Xは、③2024年2月22日、遺留分侵害額請求に関して調停を申し立てたが、Yの参加がなく、不調に終わった。

[設問1]

下線部について、Xは、Yに対してどのような権利を行使できるか、根拠条文を示しつつ具体的に説明しなさい。

[設問2]

2024年10月1日、XがYに対して遺留分侵害額請求訴訟を提起したとする。Yからの反論を想定しつつ、Xの請求が認められる否か、論じなさい。

2025年度南山大学大学院 法務研究科 法務専攻 <専門職学位課程> 入学試験 **B**日程

(2024年10月5日実施)

試験科目: 法律科目試験・民法

Ⅱ 以下の文章を読んで、[設問 1] および [設問 2] に答えなさい。なお、各設問は独立している。

Aは、機械製品の部品を製造しており、発注に応じて部品を製造して納品し、その都度代金を受け取っていた。近年、当該製品の市場が縮小し、Aの経営は次第に悪化していた。

2024年5月1日、Aに対して1000万円の貸付金債権を有していたBは、その返済が滞っていたことから、Aを債務者、Cを第三債務者として、AがCに対して有していた100万円の代金債権(以下「甲債権」という。)の差押命令を申し立て、同日、差押命令(以下「本件差押命令」という。)を得た。本件差押命令は、翌2日にCに送達された。

[設問1]

市場縮小のあおりを受け、Aの取引先はほぼCのみとなってしまっていた。

2020年4月30日、Aは、融資を受けていたDに対して、同年5月から2025年5月までにCとの間の部品の販売契約から生じる代金債権5年分を包括的に譲渡する契約を締結し、Cに対し翌日到達の内容証明郵便にて通知していた。甲債権もこの中に含まれていた。Bは、Cに対して甲債権の支払を請求した。

Bの請求は認められるか、論じなさい。

[設間 2]

2024年4月30日、Aは、融資を受けていたDに対して、甲債権を譲渡し、Cに対し同年5月2日到達の内容証明郵便にて通知していた。この通知の到達は、本件差押命令の送達と同時であった。

- (1) 同月7日、Cは、Dに対して甲債権を弁済した。この弁済の有効性について論じなさい。
- (2) (1) の弁済が有効であるとき、B は D に対してどのような請求をすることが考えられるか、その可否も 含め論じなさい。

以上

配点:200点

2025年度南山大学大学院 法務研究科 法務専攻(2025年4月入学) <専門職学位課程>入学試験 C日程

(2025年2月22日実施)

試験科目: 法律科目試験・民法

配点:200点

(問題紙)

以下のⅠおよびⅡに解答しなさい。

- *解答の順序は問わないが、大問番号 (IまたはⅡ) および設問番号を明記すること。
- *解答紙は、大問ごとに分けて用いること。

I 以下の文章を読んで、設問に答えなさい。

AとBは、夫婦である。Aは、商店を経営していたが、資金繰りに窮しており、知人である不動産業者 Cから金銭を借りるなどしていた。2024年1月、Aは、さらなる資金獲得のため、B名義であった土地建物(以下「本件土地建物」という。)について、Bの代理人として C との間で B に無断で売買契約を締結し、登記手続を終えた。本件土地建物は、B が A との婚姻前から所有していたものであった。また、C は、本件土地建物の売買契約について、契約当時、A が B に無断で行っていたことを知らなかった。

2024 年 7 月、A と B は離婚した。B は本件土地建物に住むつもりで準備をすすめていたところ、A が B に無断で本件土地建物を C に売却していたことを知った。

Bは、Aに本件土地建物の売却を依頼したことはないとして、Cに対して上記登記の抹消登記手続を求めた。

[**設間**] Bの請求は認められるか、予想されるCからの反論をふまえつつ論じなさい。

Ⅱ 以下の文章を読んで、設問に答えなさい。

Yは自己所有土地上に建物を建築する目的で、建設業者 A と請負契約(以下「本件元請契約」という。)を締結した。ところが、A は Y に承諾を得ることなく、本件工事を別の建設業者 X に一括して請け負わせる契約(以下「本件下請契約」という。)を締結した。X は工事に必要な材料を自ら供出して本件工事を進めていた。しかし、A が倒産したため、Y は本件元請契約を解除し、X も工事を中止した。なお、本件元請契約には、

「注文者は工事中でも契約を解除することができ、その場合の工事の出来形部分の所有権は注文者に帰属する」旨の条項があったが、本件下請契約には同様の条項は存在していなかった。この時点で X の工事は全体の 3 割程度完成していたが、いまだ独立した不動産とは言えないものであった(以下、X 工事にかかる未完成建物部分を「本件出来形部分」という。)。また、Y は本件元請契約上の報酬として工事進捗に応じて総額の 4 割を支払っていたが、A から X への支払いは一切なかった。

その後、Y は別の建設業者 B に残工事を請け負わせ、B は本件出来形部分を完成建物(以下「本件建物」という。)にすると同時にこれを Y に引き渡した。Y は本件建物につき Y 名義で所有権保存登記を具備したところ、本件建物の所有権がいずれに帰属するかについて X と Y との間で紛争が生じた。

[**設問**] 本件建物の所有権帰属について、X の主張の根拠とそれに対して予想される Y の反論をふまえつつ 論じなさい。

以上

2025年度南山大学大学院 法務研究科 法務専攻(2025年4月入学) <専門職学位課程>入学試験 A 日程

(2024年7月6日実施) 試験科目:法律科目試験・憲法 配点:100点

(問 題 紙)

以下の文章(フィクション)を読み、【設問】に答えなさい。

民間企業の従業員である X は、参議院議員選挙の選挙運動期間中に Y 県において街頭演説をしていた候補者に向け、「憲法 9 条改正は必要ないと思うが、どのように考えていますか?ウクライナ紛争を早期に終結すべきと思いますがどのように考えていますか?答えてください!」と肉声で「ヤジ」を飛ばした。なお、X は、特定の政党に所属せず、暴力的または過激な思想集団にも属したことがない。

この「ヤジ」の直後、X は Y 県警に所属する警察官 A に体をつかまれ、演説の群衆の後方へ移動させられ、 その後も長時間にわたってつきまとわれたりしたため、候補者に近づくこともさらに発言することも阻止され た。X が A にその理由を尋ねると「演説を聞いている他の人の迷惑になる。これ以上の行為は公職選挙法が定 める選挙の演説妨害になる」と説明された。

Xの「ヤジ」により候補者の街頭演説が中止されたり、移動を余儀なくされたりすることはなく、演説を聞いていた他の人といさかいが生じることもなかった。

Xは、Aの行為によって精神的苦痛を受けたことから、Y県を被告として国家賠償請求をすることにした。

【設問】

Xは表現の自由の観点から憲法上どのような主張をするか、Y県の反論を想定しながら論じなさい。

(参照条文)

(選挙の自由妨害罪)

- **公職選挙法 225 条** 選挙に関し、次の各号に掲げる行為をした者は、四年以下の懲役若しくは禁錮又は百万円以下の罰金に処する。
 - 一 選挙人、公職の候補者、公職の候補者となろうとする者、選挙運動者又は当選人に対し暴行若しくは威力を加え又はこれをかどわかしたとき。
 - 二 交通若しくは集会の便を妨げ、演説を妨害し、又は文書図画を毀棄し、その他偽計詐術等不正の方法を もつて選挙の自由を妨害したとき。
 - 三 選挙人、公職の候補者、公職の候補者となろうとする者、選挙運動者若しくは当選人又はその関係のある社寺、学校、会社、組合、市町村等に対する用水、小作、債権、寄附その他特殊の利害関係を利用して選挙人、公職の候補者、公職の候補者となろうとする者、選挙運動者又は当選人を威迫したとき。

2025年度南山大学大学院 法務研究科 法務専攻 <専門職学位課程>入学試験 B日程

(2024年10月5日実施)

試験科目: 法律科目試験・憲法

配点:100点

(問題紙)

以下の文章(フィクション)を読み、【設問】に答えなさい。

X は、5 件の連続した不同意わいせつの嫌疑で起訴された 17 歳の刑事被告人である。Y は、雑誌の出版等を目的とする株式会社であり、週刊誌 A を発行している。

Yは、Xの刑事裁判の審理が係属中に発売された A 誌上に、X に関する記事(以下、「本件記事」とする)を掲載した。本件記事は 4 頁にわたっており、そこでは、X に対して嫌疑がかけられた犯行の態様に加えて、X の出生年月、出生地、非行歴、交友関係等が記載されていた。本件記事は X について、漢字 2 文字からなる X の氏の最初の漢字の読みをアルファベットで表記し(「南山」であれば「N 山」)、名は同音異字で呼称した。

X は、本件記事で用いられている呼称から、X がこの事件の本人であることを容易に推測できるとして、Y に対し損害賠償を請求した。

【設問】

あなたが Y の弁護人であるとして、憲法上の論点についてどのような主張をするかを、予想される X の主張・再反論を想定しつつ、述べなさい。

(参照条文)

少年法61条 家庭裁判所の審判に付された少年又は少年のとき犯した罪により公訴を提起された者については、氏名、年齢、職業、住居、容ぼう等によりその者が当該事件の本人であることを推知することができるような記事又は写真を新聞紙その他の出版物に掲載してはならない。

2025年度南山大学大学院 法務研究科 法務専攻(2025年4月入学) <専門職学位課程>入学試験 C日程

(2025年2月22日実施)

試験科目: 法律科目試験・憲法

配点:100点

(問題紙)

以下の文章(フィクション)を読み、【設問】に答えなさい。

「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」(薬機法)は、薬局開設者又は店舗販売業者に、「医薬品」のうち「要指導医薬品」の販売又は授与をする場合には、いわゆる「かぜ薬」も含めて、薬剤師に対面による情報の提供及び薬学的知見に基づく指導を義務づけている。

国は、要指導医薬品は医薬品としての安全性の評価が確定していないものであり、対面で情報提供及び指導を行ってこそ、そこでの直接のやり取りや会話のなかで、購入希望者の反応、雰囲気、状況等を踏まえた柔軟な対応ができるとしている。そこで、要指導医薬品の使用者の健康被害を防ぐという観点から、このような制度となっていると説明している。

なお、20xx 年時点で、オンライン販売(郵便販売)が可能な「一般用医薬品」は1万品目程度である。それに対し、要指導医薬品に該当する医薬品は、劇薬を除くと、おおよそ15品目程度で推移している。医薬品全体の市場規模は9500億円程度であり、そのうち要指導医薬品の市場規模は30億円から50億円程度となっている。

X は以前より「一般用医薬品」をオンライン販売してきたが、「要指導医薬品」のオンライン販売も希望している。そこで、「要指導医薬品」をオンラインで販売できる地位の確認を求めて、国(Y)を被告として訴訟を提起した。

【設問】

あなたが X の代理人であるとして、どのような憲法上の主張をするかを、Y の反論を想定しながら論じなさい。

2025年度南山大学大学院 法務研究科 法務専攻(2025年4月入学) <専門職学位課程>入学試験 A 日程

(2024年7月6日実施)

試験科目: 法律科目試験・商法

(問題紙)

次の「設例」を読んで、「問題1]および「問題2]に答えなさい。

[設例]

X は、東京証券取引所にその株式を上場している A 社の株主である。A 社は、不動産賃貸あっせんのフランチャイズ事業を行っている会社である。令和元年 5 月、A 社は、新たにマンスリーマンション事業を展開するため、A 社が 66.7%を出資すると同時に、A 社のフランチャイズ事業の加盟店等(以下、「加盟店等」という)から残りの株式に係る出資(以下、「本件出資」という)を受け、新たに B 社を設立した。加盟店等は、本件出資に係り 1 株当たり 5 万円の払込金額を支払った。

その後、B社の事業が低調であり、また、A社は機動的なグループ経営を図る方針でもあったため、B社についてA社の完全子会社であるC社に合併して事業を担わせることにした。A社は、B社の株式の買取りに係り、監査法人等にB社の企業価値の算定を依頼したところ、B社の企業価値は1株当たり6561円ないし1万9090円とされた。A社の取締役会は、企業価値算定の結果を受け、加盟店等との関係維持の観点からも、本件出資に係る払込金額と同額である1株当たり5万円の金額での買取りが妥当であるとの結論に達した。なお、この判断の際には、顧問弁護士より、合計額もそれほど高額でない上、B社の株主である加盟店等との関係を維持する上で、許容範囲であるとの意見を取得していた。

A社は取締役会における検討結果を受け、B社の株式を1株当たり5万円、代金総額2億円で買い取った。 Xは、1株5万円での買取りが不当に高額であると考え、A社の取締役であるYらに対し、本件株式の買取りにつき損害賠償請求をしたいと考えている。

- [問1] XがYらに損害賠償請求をする場合、どのような主張・手続によると考えられるかについて説明しなさい。
- [問2] Xの損害賠償請求が認められるかについて検討しなさい。

以上

配点:100点

2025年度南山大学大学院 法務研究科 法務専攻 <専門職学位課程>入学試験 B日程

(2024年10月5日実施)

試験科目:法律科目試験·商法

配点:100点

(問題紙)

次の[設例]を読んで、[問題] に答えなさい。

[設例]

A株式会社(以下、「A社」という)は、会社法上の公開会社ではなく、取締役会と監査役を設置している。 A 社の代表取締役は a、同社の取締役は a、b および c の a 名であった。監査役は a である。

a は元来ギャンブル好きで、消費者金融業 E 社からお金を借りてギャンブルを続け、負債額が 100 万円(以下、「本件債務」という)に達していた。消費者金融から内容証明郵便による貸金の返還の催促を受けた時、家族にギャンブルによる借金を知られることを不名誉であると思い始めた。

そこで、a は本件債務をA社の資金で返済することにした。E 社との間で A 社を a が代表して、本件債務を A 社が引き受ける契約を締結し(以下、「本件債務引受」という)、契約の翌日に本件債務を弁済した。

[問題] 本件債務引受をしたことにより A 社に損害が生じたとして、A 社監査役 d が a に会社法 423 条 1 項 に基づく責任追及の訴えを提起した。次の各場合についてA社の請求は認められるか、論じなさい。

- (1) A社の株主はaを含む4名であった場合。
- (2) A 社の株式のすべてを a が所有していた場合。

以上

2025年度南山大学大学院 法務研究科 法務専攻(2025年4月入学) <専門職学位課程>入学試験 C 日程

(2025年2月22日実施) 試験科目:法律科目試験・商法 配点:100点

(問 題 紙)

次の[設例]を読んで、[問題1]から[問題4]に答えなさい。

[設例]

Y株式会社(以下、「Y社」という)は、直近の事業年度に係る貸借対照表において、資本金を 100 億円とし、3 月末日を事業年度の終了日とする東京証券取引所にその株式を上場する会社である。監査等委員会、指名委員会等は、設置されていない。また、取締役の任期については、定款に特別な定めはない。

Y社は、2023年6月の第146回定時株主総会(以下、「第146回定時株主総会」という)終結時をもって、 常勤監査役 A および非常勤の社外監査役 B を除く2名の監査役が任期満了によって退任するので、2022年 度定時株主総会において、Y 社の顧問弁護士 C、および第146回定時株主総会終結時をもってY 社の取締役 を退任したDを新たな監査役として選任した。このうち、C は社外監査役として選任された。

また、A は、2021 年 6 月に開催された Y 社の取引先である Z 株式会社(以下「Z 社」のという)の定時株主総会において、取締役に選任されていたところ、Z 社は 2023 年 10 月に Y 社の子会社となった。しかし、A は、現在においても Z 社の取締役を辞任していない。

2024 年 6 月の第 147 回定時株主総会では、2023 年度の計算書類の内容が報告され、その後、剰余金配当に関する議案が付議され賛成多数で承認された(以下、「本件株主総会決議」という)。

なお、Y 社の 2023 年度の計算書類は、Y 社の監査役の監査および会計監査人の監査を受け、その内容が取締役会へ報告されて、その承認を受けていた。その取締役会の承認を受けた計算書類は、「法令及び定款に従い株式会社の財産及び損益の状況を正しく表示しているものとして法務省令で定める要件」(会社法 439 条)に該当している。

- [問題1] AがY社の取締役に就任すること、および就任していることについて、会社法上の問題があるかを説明しなさい。
- [問題2] CがY社の社外監査役に就任することについて、会社法上の問題があるかを説明しなさい。
- [問題3] Y社の監査役らが行った Y社の 2023 年度計算書類の監査に関する監査役および監査役会の監査報告に法的瑕疵があるかを説明しなさい。
- [問題4] Y社の株主 Xが、A、C、D の監査役としての資格に問題があるとして、本件株主総会決議の取消しを求めて、訴えを提起した。この訴えは認められるかを論じなさい。

以上

2025年度南山大学大学院 法務研究科 法務専攻(2025年4月入学) <専門職学位課程>入学試験 A日程

配点:100点

(2024年7月6日実施)

試験科目: 法律科目試験・刑法

(問題紙)

以下の問題文を読み、設問に答えなさい。

【問題文】

- 1. Aは、友人の Xに 200 万円貸していたが、返済期限が来ても Xは 200 万円の返済ができず、もうしばらく猶予してほしいと頼まれた。Aは、返済期限を 1 か月延長することを渋々認めた。 X は親族や知人に借金を申し込んだが、150 万円しか準備できなかった。
- 2. 1か月後、A が X に返済を求めたところ、X から、「150 万円しか用意できなったので、今日は 150 万円 支払うことで許してほしい。残りの 50 万円については、近いうちに何とか工面するので、しばらく待ってほしい。」と伝えられた。A は、X に 1 週間後には必ず残額の 50 万円を支払うように言い渡してその場を離れた。A は、1 週間後に 50 万円の返済を求めたが、X からは何の連絡もなかったので、A は X が約束を守らなかったことに憤りを感じた。
- 3. その翌日、A が夕食をとるため、行きつけの飲食店に出かけたところ、X が友人 Y と楽しそうに飲食していた。その光景を見て、借金の返済をしていないのに、のんきに飲食をしている X に怒りが爆発して、 X に「借金を返済してないのに、こんなところで何をしている。暇があったら、早く 50 万円を返せ。この嘘つき野郎。」等の暴言を吐いた。
- 4. Xは、Aの様子を見て、周りに迷惑になると思い、Yと店を出た。その直後、AはXを追いかけて、いきなり Xの顔面を手拳で殴打してきたが、Xは何とかそれをかわしながら、Yに「一緒に止めてくれ。」と伝えた。Yは「分かった。」と答えて、XとYは、Aの正面から体当たりをしたところ、Aは尻餅をついた。Aは、直ぐに立ち上がり、「この野郎」と叫びながら、Xを手拳で殴打しようとしたので、XとYは、再度、正面から体当たりをした。Aは路上に倒れたが、まだ立ち上がろうとした。そこで、XはAを押さえつければ、落ち着くだろうと考えて、Yに対し、「自分は上半身を押さえるので、Yは下半身を押さえてくれ。」と言った。Yはこれを了承した。
- 5. X は A の上半身を強く押さえつけたが、A が強く反抗するので、A の首元を右腕で全力で押さえつけたところ、A は動かなくなった。Y は、X が A の首元を押さえつけていることを全く知らなかった。
- 6. A が動かなくなったので、X と Y はその場を離れた。A は、飲食店の店主の通報で病院に搬送されたが死亡が確認された。死因は首の圧迫による窒息死であった。

設問I Xの罪責を論じなさい。

設問Ⅱ Yの罪責を論じなさい。

2025年度南山大学大学院法務研究科法務専攻 <専門職学位課程> 入学試験 B日程

(2024年10月5日実施)

試験科目:法律科目試験·刑法

配点:100点

以下の問題文を読み、設問に答えなさい。

【問題文】

- 1. $X \ge Z$ は、振込詐欺集団の構成員であり、Z がリーダーとして名簿の中から対象者を選び、X が電話をかける等の役割分担をしていた。Z は、南山市南山町に、タンス預金をしている A のうわさを聞きつけ、今回のターゲットとして A を選んだ。Z は、X に今回は A から 300 万円交付させる計画を通知し、X はそれを承諾した。
- 2. Xは、計画の通り、A宅に「私は息子さんの上司ですが、お宅の息子さんは会社の資金を300万円横領していることがわかりました。会社としては大事にすることは控えたいと思いますので、300万円を支払っていただければ、今回の横領は不問に付したいと思うのですが、300万円準備してもらえますか。これから会社の者をお宅に伺わせます。」と電話で伝えた。
- 3. Aは、自分には息子はいないので、この電話は詐欺の電話であることを見抜いたが、日ごろから、詐欺の電話への対応の仕方を聞いていたので、「300万円準備して待っている。」と告げて、電話を切り、即座に警察に連絡した。
- 4. 警察からは、このまま騙されたふりを続けること、金を受け取りに来る者が現れれば、その場で逮捕する ことを告げられた。
- 5. Xは、300万円の受け取りを、知人のYに依頼することにして、「A さんのところで、荷物を受け取ってきてほしい。報酬は2万円でどうだ。」と伝えた。Yは、Xが日ごろから詐欺グループのメンバーとして活動していることを知っていたので、受け子の依頼だと思い、「お前、やばいことに関わっているだろう。 危ない橋を2万では渡れない。20万出せば、引き受ける。」と返答したところ、Xは「仕方がない。20万出す。」と承諾した。
- 6. Yは、Xから指示されたA宅に出向き、A宅に入ったところで、待機していた警察官に逮捕された。

設問I Xの罪責を論じなさい。

設問Ⅱ Yの罪責を論じなさい。

2025年度南山大学大学院 法務研究科 法務専攻(2025年4月入学) <専門職学位課程> 入学試験 C日程

(2024年2月22日実施) 試験科目:法律科目試験・刑法 配点:100点

(問題紙)

次の問題文を読み、設問に答えなさい。ただし、特別法違反の点を除く。

[問題文]

- 1. A大学に在籍する甲(20歳)は、塾講師のアルバイトの一環として塾生募集の広告チラシ配りをしていたところ、2024年5月7日(以下、月日はすべて2024年のもの)午後3時頃、名古屋市B区C町所在のマンションD(以下「D」とする)において、同マンションの居住者が建物入口の自動ドアを解錠して中に入るのに合わせてDのエントランスホールに立ち入り、集合ポストの各ボックスに広告チラシを投函したうえ、廊下、エレベータなどの共用部分を通過して、各居室のドアポストに広告チラシを投函した。Dの共用部分は、「マンションD管理組合」(以下「D管理組合」とする)が管理しており、前記建物入口の自動ドア付近には、D管理組合名義で「商用ビラ、セールスお断り」という掲示があった。甲もこの掲示の存在を認識しつつ、上記行為に及んだ。帰り際、甲は、上記行為を目撃していた住人Eから咎められたため、ただちにDを後にした。
- 2. 住人 E に咎められたことに腹を立てた甲は、アルバイト先の同僚であり同様に住人 E に咎められたことのある乙(20歳)に対し、電話で、「E の住んでいる D に落書きしに行こう」と誘い、翌8日午前2時頃、幅員約7メートルの人通りのある公道に接した、D の敷地内にあるごみ集積所(高さ約3メートル、幅約3メートル、奥行き約1メートルのコンクリート製の独立の構造物で、3方の壁によって屋根が支えられ、開口部には鉄製の格子扉がある。D の居住区の建物からは約15メートル離れた位置にあり、開口部は公道側を向いている。週に3回ゴミ清掃業者が立ち入るほか、毎朝1回、管理人が清掃を行っている。)に赴き、甲が持参したラッカースプレー2つをそれぞれ手に取り、甲と乙で、同集積所の外側の各壁面にラッカースプレーで「バカ」、「アホ」とそれぞれ大書した(この落書きについて、後日、D管理組合はその消去を業者に依頼し、消去が完了したが、その費用として約10万円を支出した。)。
- 3. 住人 E に対する怒りのおさまらない甲は、同 8 日午前 3 時頃、喫煙者であった乙からライターを借り受け、前記ごみ集積所内に積み置かれていた古紙に同ライターで火を着けようとライターを点火した。単にたばこを吸いたくなったから自分からライターを借りたのだと考えていた乙は、これを見て怖くなり、「もう一緒にいられない。先に帰る。」と甲に告げ、甲の「分かった。」という返事を聞いたうえでその場から立ち去った。
- 4. 甲は、乙が立ち去った後、前記ごみ集積所内に積み置かれていた古紙に同ライターで火を着けた。その炎は屋根にまで達し、開口部から外に出る程度にまで古紙は燃え上がったが、通行人の通報により駆けつけた消防隊により消火された。これにより、同集積所の床と屋根に焦げ跡が付いたほか、格子扉の塗装が焦げたが、火が同集積所の一部に燃え移って独立に燃焼を継続する状態にはならなかった。また、炎が周囲の建造物に延焼する危険はなかった。甲も、着火によって古紙類が燃えるだけで、同集積所や他の建造物に火が移ることはないだろうと考えていた。

設問 I 甲の罪責を論じなさい。

設間Ⅱ 乙の罪責を論じなさい。

| 発行:南山大学入学センター |
|---|
| 名古屋市昭和区山里町18番地 |
| Phone: (052)832-3119 |
| $F \ a \ x : (052)832-3592$ |
| E-mail: ml-grad@nanzan-u.ac.jp URL: https://www.nanzan-u.ac.jp/ |
| ORD · Hoops / / www.manzan a.ac.jp/ |
| |
| |
| |